

## 滋賀総合建設㈱・一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにすること、及び子育てのための離職を防止するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月21日～2029年4月20日までの5年間

2. 内容

目標：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 2024年05月～ 周知方法の検討
- 2024年08月～ 制度の周知
- 2025年03月～ 法改正を踏まえた制度の周知

<その他>

育児・介護休業法に基づく諸制度や労働基準法に基づく諸制度は、法改正が多いため、従業員が十分に理解できていないところがある。特に育児・介護休業法については2025年にも法改正が実施されることから、当該改正内容を含め、更なる周知徹底を図る必要があると判断した。よって、厚労省の資料の活用などを中心とした周知を続ける予定である。